

事 務 連 絡

平成24年7月4日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課

建設産業における社会保険加入の徹底について
(経営事項審査時における取扱い)

関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進め、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境を構築する必要があることから、3月14日に開催された中央建設業審議会総会における審議を踏まえ、先般、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成24年国土交通省令第52号）及び建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成24年5月1付け国土交通省告示第523号）が制定され、新たな経営事項審査の項目及び基準が7月1日より施行されたところです。

上記のとおり、経営事項審査制度を通じた保険未加入対策として、減点措置の厳格化による企業評価の適正化を進めてきたところですが、より一層の保険未加入対策の加速を図る観点から、建設業担当部局においては、許可・更新時、立入検査時と同様に、経営事項審査時に社会保険未加入企業に対して加入指導を行うとともに、指導後もなお未加入の場合には厚生労働省の社会保険担当部局への通報を行うことといたします（11月より開始予定、別紙参照）。

社会保険加入の徹底に当たっては、様々な関係者が一体となって協力して様々な角度からの取組を実施することが必要であることから、貴職におかれましては、建設産業における社会保険加入の徹底の趣旨を十分御理解いただくとともに、適切な取組の実施に努めていただきますよう、お願いいたします。

なお、会員企業への周知方お願いいたします。